5.139
業務の種類の地域差：2009年３月29日までは、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、陸上移動業務に対する6765―7000kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.140
付加分配：アンゴラ、イラク、ケニア、ソマリア及びトーゴでは、7000―7050kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
5.141
代替分配：エジプト、エリトリア、エチオピア、ギニア、リビア、マダガスカル及びニジェールでは、7000―7050kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。
5.141A
付加分配：ウズベキスタン及びキルギスでは、7000―7100kHz及び7100―7200kHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。
5.141B
付加分配：2009年３月29日より後に、アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ニュージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100―7200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動（R）を除く移動業務にも分配する。
5.141C
第一地域及び第三地域では、7100―7200kHzの周波数帯は、2009年３月29日までは、一次的基礎で放送業務に分配する。
5.142
2009年３月29日までは、第二地域でのアマチュア業務による7100―7300kHzの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。同日後、第二地域でのアマチュア業務による7200―7300kHzの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。
5.143
付加分配：7300―7350kHzの周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。
5.143A
第三地域では、7350―7450kHzの周波数帯は、2009年３月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、この周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。
5.143B
第一地域では、7350―7450kHzの周波数帯は、2009年３月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、7350―7450kHzの周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合輻射電力が24dBWを超えない固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。
5.143C
付加分配：2009年３月29日より後に、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、イラン、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、オマーン、カタール、シリア、スーダン、南スーダン、チュニジア及びイエメンでは、7350―7400kHz及び7400―7450kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
5.143D
第二地域では、7350―7400kHzの周波数帯は、2009年３月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。2009年３月29日後に、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局のうち、その所在する国の領域内でのみ通信を行うもので、使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。
5.143E
2009年３月29日までは、7450―8100kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。
5.144
第三地域では、7995―8005kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。
5.145
8291kHz、12290kHz及び16420kHzの搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。
5.145A
無線標定業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第612（WRC―12、改）に従って運用する海洋レーダーに限る。
5.145B
代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、9305―9355kHz及び16100―16200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。
5.146
付加分配：9400―9500kHz、11600―11650kHz、12050―12100kHz、15600―15800kHz、17480―17550kHz及び18900―19020kHzの周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、固定業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。
5.147
9775―9900kHz、11650―11700kHz及び11975―12050kHzの周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合輻射電力が24dBWを超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。
5.148（未使用）
5.149
主管庁は、13360―13410kHz、25550―25670kHz、37.5―38.25MHz、73―74.6MHz（第一地域及び第三地域）、150.05―153MHz（第一地域）、322―328.6MHz、406.1―410MHz、608―614MHz（第一地域及び第三地域）、1330―1400MHz、1610.6―1613.8MHz、1660―1670MHz、1718.8―1722.2MHz、2655―2690MHz、3260―3267MHz、3332―3339MHz、3345.8―3352.5MHz、4825―4835MHz、4950―4990MHz、4990―5000MHz、6650―6675.2MHz、10.6―10.68GHz、14.47―14.5GHz、22.01―22.21GHz、22.21―22.5GHz、22.81―22.86GHz、23.07―23.12GHz、31.2―31.3GHz、31.5―